

最低制限価格制度の拡大について

低価格入札への対応として行っている最低制限価格制度を、単価契約にも導入します。

拡大対象の契約

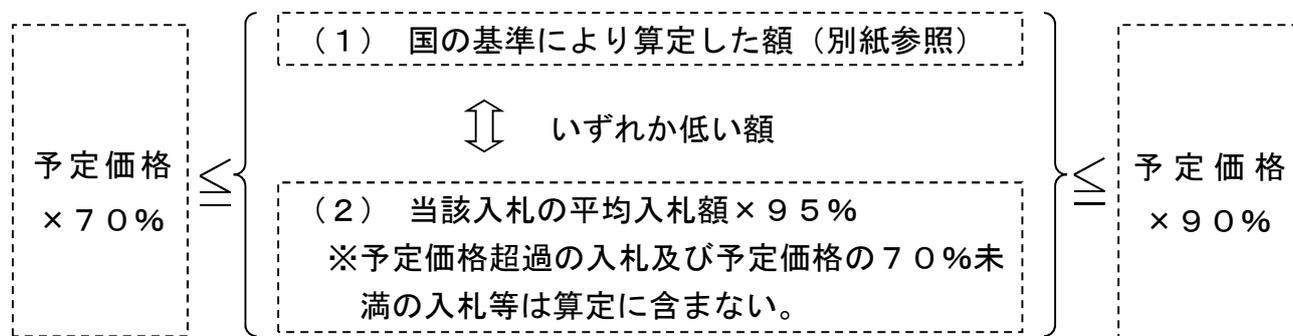
一般競争入札（政府調達協定対象案件及び総合評価落札方式による入札を除く）及び指名競争入札に付する下記の単価契約

- ・ 工事請負契約
- ・ 測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査及び公園・道路等の維持管理のうち予定価格を事前公表した業務委託契約

最低制限価格の設定方法

(1) または (2) のうちいずれか低い額（総価契約と同様）

※上記金額が、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とする。また、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。



実施時期

平成26年1月公告・指名分から実施

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課

T e l : (0 5 2) 9 7 2 - 2 3 2 6

「国の基準により算定した額」は以下のように算出します。

工事請負契約、業務委託契約（公園・道路等の維持管理）

以下の①から④を合計します。

- ① 直接工事費×95%
- ② 共通仮設費×90%
- ③ 現場管理費×80%
- ④ 一般管理費等×55%

業務委託契約（公園・道路等の維持管理を除く）

次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計します。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額×40%	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額×60%	諸経費の額×60%
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×90% 又は技術経費の額×60%	一般管理費等の額×30% 又は諸経費の額×60%
補償コンサルタント				
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額×90%	解析等調査業務費の額×75%	諸経費の額×40%